

年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

**事業者**

所在地 坂出市川津町1493番地

名称 きやまケアプランセンター 印

**説明者**

所属 きやまケアプランセンター

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

**利用者**

住所

氏名 印

**(代理人)**

住所

氏名 印

**連帯保証人**

住所

氏名 印

# 重要事項説明書

## 1 事業の目的及び運営の方針

### (一) 事業の目的

社会福祉法人敬世会が開設する、きやまケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員がご契約者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

### (二) 運営方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、ご契約者がその居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように居宅介護支援を提供します。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図ります。
- ③ 認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取り組み、状況について、介護サービス情報公表制度において公表する。
- ④ 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を、基本報酬や見取りに係る加算の算定要件において「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行い一層充実させます。
- ⑤ 退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門員等の参画促進に努めます。

## 2 事業所の内容

### (1) 事業所運営法人

法人名	社会福祉法人 敬世会		
法人所在地	香川県坂出市川津町1986番地8		
代表者職氏名	理事長 永井 弘		
電話番号	0877-45-0007	F A X 番号	0877-45-0099
設立年月日	平成9年9月25日		

### (2) 事業所概要

事業所の名称	きやまケアプランセンター		
介護保険指定事業者番号	3770300998		
事業所の所在地	香川県坂出市川津町1493番地		
電話番号	0877-45-3111	F A X 番号	0877-85-3336
管理者氏名	高嶋 静香		
通常の実施地域	坂出市 丸亀市 宇多津町		
営業日	月曜日～金曜日（但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く）		
営業時間	午前9時～午後6時（但し、24時間連絡が取れる体制をとっています）		

### (3) 事業所の従業者体制

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う	常勤1名（兼務）
主任介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供 他の介護支援専門員の指導・育成	常勤2名以上 （1名は管理者）
介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	常勤3名以上

## 3 居宅介護支援内容及び居宅サービス計画作成の流れ

### 〈居宅介護支援内容〉

- ① ご契約者の居宅を訪問し、ご契約者の心身の状況、環境を把握したうえで、ご契約者とそのご家族の意向をお伺いし「居宅サービス計画」を作成します。  
（「居宅サービス計画」を作成にあたり、ご契約者やその家族に対して、ご契約者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、またその事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明し理解いただきます。）

- ② ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等と、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ③ 必要に応じて、ご契約者と事業者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### 〈居宅サービス計画作成の流れ〉

ご契約者の心身の状況、環境等を把握し、生活に対する意向を伺います。

↓

- ① 当該地域におけるサービス事業者等の情報を適性に提供しご契約者やご家族に選択していただきます。

↓

- ② 解決すべき課題を明らかにし提供されるサービスの目標や達成時期、留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

↓

- ③ サービス内容、利用料金等について説明し同意を得た上で決定し居宅サービス計画書を交付します。

#### 4 サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金は 介護保険法により介護報酬として支給されるため（法定代理受領）、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等の為、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて介護給付費体系に基づく利用料金をお支払いいただき「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けることができます。

（別紙 1 サービス利用料金及び居宅支援費）

#### 5 秘密の保持

- (一) 事業者、介護支援専門員又は従業者は、その業務上知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由がない限り、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (二) 前項にかかわらず、ご契約者に係るサービス担当者会議開催等 正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を事前に文書により得た上で、ご契約者又はそのご家族等の個人情報をを用いることができるものとします。

#### 6 事故発生時の対応

- (一) 当事業所は、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに該当市町、ご契約者及びそのご家族、関係する居宅介護サービス事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発を防ぐための措置を講じます。
- (二) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

#### 7 苦情申立の制度

- (一) 当事業所に対する相談又は苦情等は以下の常設の窓口（連絡先）でお受けします。

（電話番号） 0 8 7 7 - 4 5 - 3 1 1 1

（住 所） 〒762-0025 坂出市川津町1 4 9 3 番地

（担 当 者） 管理者 高嶋 静香

- 基本的な事項についてはどの職員も対応できるようにします。
- 管理者不在の場合、報告・連絡・相談を確実にを行います。

(二) 行政機関その他苦情解決窓口

坂出市役所 かいご課	所在地 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 電話番号 0877-44-5090
丸亀市役所 高齢者支援課	所在地 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目3番1号 電話番号 0877-24-8807
宇多津町 保健福祉課	所在地 〒769-0292 綾歌郡宇多津町1881 電話番号 0877-49-8003
国民健康保健団体連合会	所在地 〒760-0066 高松市福岡町2丁目3-2 電話番号 087-822-7431
香川県社会福祉協議会	所在地 〒760-0017 高松市番町1-10-35 電話番号 087-861-1300

(三) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があった場合は、直ちに指定居宅サービス事業者等の責任者に連絡をとり責任者及び担当者から詳細を聞きます。場合によっては、ご契約者を含めて話し合い早急に具体的な対応をとります。